

# 令和8年度 佐賀市立図書館 団体貸出利用案内

※団体貸出をご利用の際に必ずご一読ください。

## 1 団体貸出とは

団体貸出とは、佐賀市立図書館が佐賀中部広域連合の市町内※に活動場所がある「おはなしサークル」、「子ども文庫」、「読書会」、「公民館」、「福祉施設」、「保育園（所）」、「幼稚園」、「学校」などのグループ（団体）を対象に長期間、まとまった数の資料の貸出を行うサービスです。

※佐賀市・多久市・小城市・神埼市、吉野ヶ里町

## 2 利用条件

- ・佐賀中部広域連合の市町内に活動場所があること
- ・主体的に読み聞かせや読書会などの読書活動を行っていること

## 3 登録

- ・本案内に定められた内容に同意した上、「団体貸出登録申込書」に漏れなく記入し、お申し込みください。
- ・団体貸出カードの登録をする際には来館者の本人確認のできる公的証明書が必要です。

※登録申込書の内容に変更があったときは、速やかにお申し出下さい。

## 4 借りることができる資料と冊数

種 類	団体貸出可能な書架	数 量	期 間 ※4
図書資料 ※1	本館地下書庫・2階書架 分館・分室	1000冊以内 ※2	3か月以内
ビデオ・DVD ※3	本館1階・分館・分室	2点以内	2週間以内
CD・カセット	本館1階・分館・分室	3点以内	2週間以内
絵画（本館のみ）	本館1階	1点	1か月以内

※1 図書資料とは、本（[W]表示のマンガを除く）・雑誌（受入後3か月経過したもの）・大型絵本（全館で合わせて2点まで）・紙芝居・紙芝居舞台などです。新刊本は受入後3か月経過してから借りることができます。

※2 資料の利用目的や利用状況などによって、同一主題（同じジャンル）の資料の貸出冊数・期間の調整を行う場合があります。なお、同じ本を複数冊借りることはできません。

※3 佐賀市立図書館のビデオ・DVD には著作権による貸出制限があり、団体貸出で利用できるビデオ・DVD は限られていますのでご注意ください。団体・個人での利用を問わず、授業や行事等での上映目的に使うことはできません。

※本館1階の図書資料・雑誌は貸出できません（ただし、視聴覚資料、絵画、パネルシアターやエプロンシアター等のおはなし会用資料は除く）。

## 5 貸出

貸出手続きの際は団体貸出用カードが必要です。団体貸出用カードを忘れた時は、貸出ができません。

一度に多くの資料を借りられる場合は、持ち帰るための箱や袋なども忘れずにご用意ください。

### (1) 本館

①1階の中央カウンターへ団体貸出の利用を申し出てください。

②地下書庫で受付を行い、地下書庫・2階書架より選書してください。

※地下書庫は、選書する方（団体の代表者、担当者、または団体から選書の依頼を受けた方）以外は入室しないでください。

③選書終了後、地下書庫で貸出の手続きを行ってください。

※パネルシアターなどのおはなし会用資料について（本館のみ）

おはなし会用資料（パネルシアターや大型布絵本など大型制作資料）の受付は本館1階の児童サービスカウンターで行っています。団体貸出用カードを持参のうえ、児童サービスカウンターで貸出の手続きを行ってください。

### (2) 分館・分室

①来館前日までに利用する分館・分室へ来館日時や目的を連絡してください。

②来館・来室時に、団体貸出の利用を職員へ申し出て選書してください。

③選書終了後、カウンターで貸出の手続きを行ってください。

※各館、分室で所蔵数が異なるため、借りることができる資料・冊数・貸出期間を調整することがありますので、ご了承ください。

## 6 返却

・借りられた資料は、貸出手続きを行った館へ返却してください。

・個人貸出の資料と混合しないようにしてください。

・団体貸出の資料は返却ポストは利用できません。

## 7 利用できる時間（休館日をのぞく）

### ・本館

火曜日～土曜日 10:00～19:00  
（祝日をのぞく）

### ・大和館・諸富館・東与賀館

火曜日～土曜日 10:00～19:00  
日曜日・祝日 10:00～17:00

### ・富士館

火曜日～土曜日 10:00～18:00  
日曜日・祝日 10:00～17:00

### ・三瀬館・川副館・久保田館、各分室（開成・金立・鍋島・高木瀬・本庄・巨勢）

火曜日 12:00～17:00  
水曜日～土曜日 10:00～17:00

## 8 そのほかの注意事項

- ・利用登録は随時受け付けていますが、更新は毎年度必要となります。
- ・団体貸出の担当者は、資料を返却する時まで適切に管理してください。
- ・資料の予約はできません。※本館のおはなし会用資料をのぞく。
- ・団体貸出中の資料に個人利用者から予約が入った場合は、貸出日から2週間経過後に返却をお願いすることがあります。
- ・団体貸出資料は、返却期限までに返却してください。未返却の資料がある場合は、カードの更新・登録ができません。
- ・団体貸出で借りた資料は貸出期間の延長はできません。
- ・貸出中に資料を紛失、汚損・破損された場合は、貸出を行った館へご連絡ください。紛失、また汚損・破損の程度により弁償していただくことがあります。
- ・自動車図書館ブーカス号では、団体貸出を行っていません。
- ・個人貸出用資料と団体貸出用資料は、それぞれの目的でご利用ください。